

よろず支援拠点に関する論点～今後のミッションとPDCA～

1. よろず支援拠点のミッションは、地域の「専門医」「総合医」として、

- ①「先進的な経営アドバイス」（専門医）
 - ②「チームの編成を通じた支援」（総合医）
 - ③「ワンストップでの相談対応・適確な相談機関の紹介」（総合医）
- という3つの役割を有すること。

2. 上記のミッションを果たすためには、今後、下記のような視点が重要ではないか。

（1）専門医（上記①）

各拠点の実態をみると、売上拡大案件が極めて多く、経営改善案件が極めて少ない、経営改善案件が多くなっているが売上拡大案件が少なくなっている、といった事例が見られ、拠点によっては相談対応に偏りが生じており、案件によっては専門的なアドバイスが受けられなかったという事業者の意見もある。

こうした傾向は、拠点の得意・不得意な分野に起因するものなのか、それとも、単に地域の中小企業からの相談の偏りに起因するものなのかの分析が必要ではないか。拠点に得意・不得意な分野がある場合、今後、自らの得意分野を更に伸ばす方向で注力すべきか、あるいはよろず支援拠点に専門性が期待される分野のうち成果が上がっていないところを伸ばす方向で注力すべきか。

また、専門性を高めていくために、どのような取組をすべきか。よろず支援拠点そのものの強化を図るべきか、地域の他の支援機関の力を活用することをまず考えるべきか。

（2）総合医（上記②、③）

各拠点の実態をみると、よろず支援拠点による相談対応の手法としてチーム編成を行った支援を行うことはあるが、よろず支援拠点が核となって、地域の他の支援機関の連携を促進する取組に着目した統計はとっていない

い。

P30の論点で掲げたとおり、地域の中小企業支援機関が全体として目指すべき方向性は、地域内の機関が全体として当該地域の中小企業・小規模事業者の抱えるあらゆる経営課題を解決していくことにある。

そのために、よろず支援拠点は、「総合医」として、まずは地域内の他の支援機関の「強み」、「弱み」を分析すべきであるが、どのような判断基準、手法で他の支援機関の「強み」「弱み」を分析すべきか。これまで、こうした分析を他の支援機関はどのように行ってきたのか。

また、地域の支援機関全体として地域内の中小企業・小規模事業者の相談ニーズにしっかりと対応できる支援体制を作っていく上で、よろず支援拠点の果たすべき役割は何か。国からの委託を受けた機関として常に前面にたって支援体制作りをリードすべきか、地域の実情に応じてリーダーシップの発揮の仕方を柔軟に変えていくべきか。その際、商工会・商工会議所、都道府県の中小企業支援センター、土業、金融機関又は分野専攻型の支援機関等が、これまで担ってきた役割やこれまで挙げてきた成果をどう考えるか。

3. こうしたミッションを果たしているかどうか確認し、予算配分の重点化やスタッフの評価・更新を行い、いわゆるPDCAサイクルを回していくためには、成果を客観的にはかるための指標が必要である。

現在は成果指標として、相談対応件数が重視されているが、これは適切か。適切でない場合には、どのような成果指標や評価方法とすべきか。そのような成果指標や評価方法を確立するためには、どのような調査を行うのが適切か。他の支援機関では、どのような成果指標や評価方法を用いているのか。

認定経営革新等支援機関に関する論点

1. 認定経営革新等支援機関の認定数は制度発足から4年が経過し、認定数も2万5千件を超え、支援機関(特に士業)の裾野拡大にも貢献したところ。その間、経営革新等支援機関の具体的活動が分かりにくいといった声も踏まえ、最適な支援機関の選定に寄与するため、検索システムを整備し、見える化を図ってきた。

この検索システムはしっかりと機能しているか。機能していないのであれば修正すべき点は何か。

2. 認定経営革新等支援機関は、中小企業等経営強化法で規定されている「経営革新等(「経営革新」「異分野連携新事業分野開拓」「経営力向上」)支援業務(「経営革新等」に取り組む中小企業による経営革新等に係る事業策定支援等)を行う機関として認定されているものである(あくまで中小企業施策の一環として「経営革新等支援業務」を行うものとして認定しているわけであり、当該認定支援機関の本業全体を認定するものではない)。
3. このような認定経営革新等支援機関が具体的に中小企業施策と関わりを持っている業務として、各種の法定計画や補助金、税制、政策金融の中に、申請時に認定経営革新等支援機関による事業計画策定の関与を条件としているものがある。これらは、「経営革新等支援業務」を行う者として認定を受けた認定経営革新等支援機関が事業計画の策定に関与することで当該事業計画の信頼性が向上し、より適切な執行を期待して条件としているものである。

現在は、認定経営革新等支援機関に期待されるこのような役割を国として個別に確認しているものではない。こうした状況をどう考えるか。特にフォローアップの段階で認定経営革新等支援機関が果たすべき役割をどう考え、国としてそれを確認することをどう考えるか。国が確認する場合、認定経営革新等支援機関の負担とのバランスも踏まえ、どのような制度とすべきか。

4. 認定経営革新等支援機関の認定に当たっては、「経営革新等」に関する支援に係る実務経験も要件の一つとなっているが、これは認定時にしか確認していない。したがって、認定後、一定の期間を過ぎると、直近の実務経験は確認できない制度となっている。

こうした状況をどう考えるか。何年か経過後、「経営革新等」に関する支援に係る実務経験を確認する場合、その実務経験の確認の必要性和認定支援機関の負担のバランスをどのように考えて、制度設計すべきか。